

議案第98号

三朝町職員の給与に関する条例及び三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年12月12日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成14年12月17日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第1条～第8条 略	第1条～第8条 略
(扶養手当)	(扶養手当)
第9条 略	第9条 略
2 略	2 略
3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については <u>14,000</u> 円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ 6,000 円(職員	3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については <u>16,000</u> 円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ 6,000 円(職員

に扶養親族でない配偶者がある場合
にあつてはそのうち1人については
6,500円、職員に配偶者がない場合
にあつてはそのうち1人については
11,000円)、その他の扶養親族につ
いては1人につき 5,000円とする。

4 略

第10条～第18条 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額
に、3月に支給する場合においては
100分の50、6月に支給する場合に
おいては100分の145、12月に支
給する場合においては100分の155
を乗じて得た額(管理又は監督の地
位にある職員のうち別に定めるもの
(次項及び第20条において「特定幹
部職員」という。))にあつては、3月
に支給する場合においては 100分
の50、6月に支給する場合におい
ては100分の125、12月に支給す
る場合においては100分の135を乗
じて得た額)に、基準日以前3箇月
以内(基準日が12月1日であると
きは、6箇月以内)の期間における
その者の在職期間の区分に応じて、
次の表に定める割合を乗じて得た額
とする。

(表 略)

3 前項の規定にかかわらず、再任用
職員に対する期末手当の額は、期末
手当基礎額に、3月に支給する場合
においては 100分の25、6月に支
給する場合においては100分の70、
12月に支給する場合においては
100分の90を乗じて得た額(特定幹
部職員にあつては、3月に支給する

に扶養親族でない配偶者がある場合
にあつてはそのうち1人については
6,500円、職員に配偶者がない場合
にあつてはそのうち1人については
11,000円)、その他の扶養親族につ
いては1人につき 3,000円とする。

4 略

第10条～第18条 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額
に、3月に支給する場合においては
100分の55、6月に支給する場合に
おいては100分の145、12月に支
給する場合においては100分の155
を乗じて得た額(管理又は監督の地
位にある職員のうち別に定めるもの
(次項及び第20条において「特定幹
部職員」という。))にあつては、3月
に支給する場合においては 100分
の55、6月に支給する場合におい
ては100分の125、12月に支給す
る場合においては100分の135を乗
じて得た額)に、基準日以前3箇月
以内(基準日が12月1日であると
きは、6箇月以内)の期間における
その者の在職期間の区分に応じて、
次の表に定める割合を乗じて得た額
とする。

(表 略)

3 前項の規定にかかわらず、再任用
職員に対する期末手当の額は、期末
手当基礎額に、3月に支給する場合
においては 100分の30、6月に支
給する場合においては100分の70、
12月に支給する場合においては
100分の90を乗じて得た額(特定幹
部職員にあつては、3月に支給する

場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第19条の2以下 略

附 則

1～5 略

場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第19条の2以下 略

附 則

1～12 略

13 当分の間、各年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この項及び次項第1号において同じ。)において、当該各年度の3月1日(以下この項から附則第15項までにおいて「基準日」という。)に在職する職員に対し、基準日の属する月の町長が別に定める日において、特例一時金を支給する。

14 特例一時金の額は、3,756円とする。ただし、次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める額とする。

(1) 基準日の属する年度の4月1日から基準日までの期間(次号において「基準期間」という。)において給料を支給しないこととされていた期間(在職しなかった期間を含む。以下この項において「無給期間」という。)がある職員(次号に掲げる者を除く。) 3,756円を超えない範囲内で無給期間を考慮して規則で定める額

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400
再任用職員以外	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900
の職員	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900	
	23			302,900	357,000	378,000	417,900		
	24			304,900	359,200	380,600	421,400		
	25			306,900	361,600	383,200			
	26			308,700	363,800	385,900			
	27			310,600	366,100				
	28			312,600	368,400				
	29			314,500					

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	189,000	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300
	2	137,500	174,400	196,300	233,300	252,300	273,500	293,800	316,600
	3	141,900	181,400	203,800	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100
	4	146,500	188,900	211,300	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800
	5	151,800	195,000	219,500	260,400	279,300	301,500	323,700	348,500
	6	157,700	200,500	227,600	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200
	7	163,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300
	8	170,200	211,400	243,200	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100
再任用職員以外	9	174,800	216,400	249,900	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800
の職員	10	178,600	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400
	11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	359,000	382,600	408,200
	12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600
	13	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600
	14	189,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700
	15	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700
	16	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600
	17		246,600	293,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500
	18		249,500	297,000	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400
	19		251,500	300,300	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300
	20			302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000
	21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800
	22			306,700	361,800	383,000	422,800	440,700	
	23			308,700	364,100	385,600	426,300		
	24			310,700	366,400	388,200	429,900		
	25			312,700	368,800	390,900			
	26			314,600	371,100	393,700			
	27			316,500	373,400				
	28			318,500	375,800				
	29			320,500					

	30			<u>316,500</u>				
	31			<u>318,400</u>				
	32			<u>320,300</u>				
再任用職員		<u>150,800</u>	<u>188,600</u>	<u>217,400</u>	<u>254,500</u>	<u>272,000</u>	<u>296,100</u>	<u>313,200</u>

	30			<u>322,500</u>				
	31			<u>324,500</u>				
	32			<u>326,500</u>				
再任用職員		<u>153,400</u>	<u>191,900</u>	<u>221,500</u>	<u>259,600</u>	<u>277,500</u>	<u>302,000</u>	<u>319,500</u>

再任用職員	32	150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000
	31								
	30								
	29								
	28								
	27								
	26								
	25								
	24								
	23								
	22								
	21								
	20								
	19								
	18								
	17								
	16								
	15								
	14								
	13								
	12								
	11								
	10								
	9								
	8								
	7								
	6								
	5								
	4								
	3								
	2								
	1								
	0								

表1 (第3年度)

再任用職員	32	153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000
	31								
	30								
	29								
	28								
	27								
	26								
	25								
	24								
	23								
	22								
	21								
	20								
	19								
	18								
	17								
	16								
	15								
	14								
	13								
	12								
	11								
	10								
	9								
	8								
	7								
	6								
	5								
	4								
	3								
	2								
	1								
	0								

表1 (第3年度)

第2条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第18条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては<u>100分の135</u>、12月に支給する場合におい</p>	<p>第1条～第18条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>3月に支給する場合においては100分の50</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の145</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>3月に支給する場合においては100分</u></p>

ては 100 分の 150 を乗じて得た額)に、基準日以前 6 箇月以内 の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

の 50、6 月に支給する場合においては 100 分の 125、1 2 月に支給する場合には 100 分の 135 を乗じて得た額)に、基準日以前 3 箇月以内 (基準日が 1 2 月 1 日であるときは、6 箇月以内) の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間		割 合
基準日が	基準日が	
3月1日 又は6月 1日である 場合	12月1 日である 場合	
3箇月	6箇月	100 分の 100
2箇月1 5日以上 3箇月未 満	5箇月以 上6箇月 未満	100 分の 80
1箇月1 5日以上 2箇月1 5日未満	3箇月以 上5箇月 未満	100 分の 60
1箇月1 5日未満	3箇月未 満	100 分の 30

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 85、1 2 月に

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、3 月に支給する場合には 100 分の 25、6 月に支給

支給する場合においては100分の90を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第19条の2 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の70(特定幹部職員にあつては、100分の90)を乗じて得た額の総額

する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額)に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第19条の2 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の60(特定幹部職員にあつては、100分の80)、12月に支給する場合にお

<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に <u>100 分の 35</u> (特定幹部職 員にあっては、<u>100 分の 45</u>) を 乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第 21 条以下 略</p>	<p>いては <u>100 分の 55</u> (特定幹部職 員にあっては、<u>100 分の 75</u>) を 乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に <u>100 分の 30</u> (特定幹部職 員にあっては、<u>100 分の 40</u>) を 乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第 21 条以下 略</p>
--	--

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 45 年三朝町条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた項を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>当分の間、第 2 条第 3 項に規定する手当のほか、職員に対し、特例一時金を手当として支給する。</u></p> <p>5 <u>第 19 条の 3 本文の規定は、前項に規定する特例一時金については、適用しない。</u></p>	<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>当分の間、第 2 条第 3 項に規定する手当のほか、職員に対し、特例一時金を手当として支給する。</u></p> <p>5 <u>第 19 条の 3 本文の規定は、前項に規定する特例一時金については、適用しない。</u></p>

第 4 条 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 14 条の 2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 15 条 期末手当は、6 月及び 12 月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。</p>	<p>第 1 条～第 14 条の 2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 15 条 期末手当は、<u>3 月、6 月及び 12 月に</u>職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条、第4条の改正並びに附則第6項、第8項及び第9項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の三朝町職員の給与に関する条例及びこれに基づく任命権者が定める規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第19条第2項から第6項まで又は第24条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与条例第19条第1項後段又は第24条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して別に定めるものを含む。次号にお

いて「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額(継続在職期間において附則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について別に定める給料月額)及び改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

8 三朝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第1条～第5条の2 略 (期末手当等の支給)	第1条～第5条の2 略 (期末手当等の支給)
第5条の3 三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号。以下「給与条例」という。)第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 <u>6箇月以内</u> の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。	第5条の3 三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号。以下「給与条例」という。)第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 <u>3箇月以内</u> (基準日が1月2日であるときは、 <u>6箇月以内</u>)の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

第6条以下 略

第6条以下 略

- 9 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の泊村職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。